

第3回 環境審議会 議事要旨

日時：平成22年11月4日（水）10:00～12:00

場所：長野市役所 会議室19

出席者：

学識経験者	青木 恵里子	長野県弁護士会弁護士
	小木曾 加奈	長野県短期大学専任講師
	田所 道子	小学校理科支援員（元小学校長）
	中村 正行	信州大学工学部教授
	福田 典子	信州大学教育学部准教授
団体代表	飯島 基弘	長野市農業青年協議会会長
	本道 多加子	ながの環境パートナーシップ会議 太陽エネルギー普及促進プロジェクトチームサブリーダー
公募委員等	渡辺 昭男	社団法人長野県環境保全協会専務理事
	入江 悦子	みすずかる21代表
	小林 武史	公募委員
	酒井 今朝重	公募委員
	吉田 廣子	公募委員

1 第二次長野市環境基本計画策定について

ア 基礎調査の報告について

- 資料1の35ページについて、温室効果ガスの増加に対する根拠や分析過程を明示して欲しい。（渡辺委員）
- 資料1の37ページについて、産業廃棄物の市外運搬量が減少し、市内運搬量が増加傾向にあることの根拠や分析過程を明示して欲しい。（渡辺委員）
- 温室効果ガスの排出量は、長野県全体で増加傾向にあるのか。（入江委員）
- 国の傾向として2008年度は前年に比べて減少している。長野市は今までのところ増加傾向にあるが、毎年排出量を算定していく。今年度は2007年度の排出量を算定していく。（事務局）
- 暑い日が続けば、二酸化炭素排出量も増えるのか。（入江委員）
- 基本的に、将来推計は「トレンド」によって行っているため、過去の傾向が反映される。将来的な気候変動を加味した予測ではない。（事務局）
- 合併による環境のデータの扱いに影響はあるのか。（田所委員）
- 今後、計画の本文の中で検討していきたい。（事務局）

イ 長野市の環境に関する意識調査（アンケート）の実施概要及び調査票の回収状況について

- アンケートの結果について、事務局で何か傾向を把握しているか。（中村会長）
- 詳細な分析は今後実施する。自由記載の設問に対し、多数のご意見が記載されている。

長野市民の環境に対する意識高揚の表れと考えられる。(事務局)

- 環境意識の高揚は非常に重要であるため、今後の分析においても特に着目すること。
(中村会長)

ウ 環境基本計画の構成について

- 重点プロジェクトについては、より具体的(地名や場所など)であるほうが、市民の実感が湧きやすいと考える。(小木曾委員)
- アンケートにより、重要度が高くて満足度が低い環境を絞り込むことが可能である。また、市民が大切に考えている環境について、具体的な地名や場所等も把握できる。これらを参考に、重点プロジェクトを立案していきたい。(事務局)

エ 長野市環境基本計画後期計画の評価について

- 評価結果とは、評価項目案ごとに結果が出てくるのか。(中村委員)
- そのとおりである。(事務局)
- 廃棄物の削減には、ごみになるものは売らないことが重要である。市としては、事業者に対してどのようなアプローチをしているのか。(本道委員)
- 現在、一般廃棄物処理基本計画を見直し中である。その中でも、発生抑制の重要性について触れており、今後も啓発を行っていく。(事務局)
- 啓発だけで十分と言えるか。(本道委員)
- 一般廃棄物の中では、特に生ごみの割合が多い。啓発と分類指導の徹底が重要である。また、事業者に対しては、エコサークル認定制度やごみの有料化などで発生抑制に取り組んでいる。(事務局)
- 若里地区における生ごみの堆肥化事業の実施状況はどうか。(本道委員)
- 現在、参加率は50%程度である。生ごみ処理機近隣の住民は参加率が高いが、高層階の住民や高齢者などは、生ごみ処理機まで生ごみを運ぶことが負担になっている。(事務局)
- 長野市全体として、生ごみの堆肥化を推進する構想はあるか。(本道委員)
- 市としては、リサイクル意識の高揚を図るため大型の処理施設を作るのではなく、市民個人に対する生ごみ処理機への補助金や、ダンボールを使った堆肥化の推進などを展開している。(事務局)
- ごみの削減については、事業者と市で組んで、具体的な事業を提示して欲しい。(飯島委員)
- 家電等が壊れた場合、修理するより外国製品を購入した方が安い。国産品を修理しながら長く使う啓発活動が必要である。(入江委員)
- 古い製品については、メーカーに部品が無いなど、修理したくても出来ないこともある。メーカーとの協議も重要である。これは、不法投棄の防止にも繋がるため、そのような観点からも取り組んで欲しい。(吉田委員)
- 製品の修理等に関しては、市として、全国都市清掃会議等を通じて国への働きかけを継続していく。(事務局)

オ 長野市環境基本計画後期計画の目標設定について

2 その他

ア (仮称)長野市ごみのポイ捨て等を防止しきれいなまちを作る条例(案)について

- 他の自治体等では、ポイ捨てに対する罰則はあるか。(飯島委員)
- 全国の中核市40市中30市で条例を制定しており、罰則規定のあるのはその内、21市である。ただし、罰則を効果的に適用するためには、多額の経費が必要となる。また、経費をあまりかけない自治体からは「明確な効果が分からない」との意見も出ている。今後、必要に応じて検討していきたいと考えている。(事務局)

イ 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(案)について

- 得られたコメントが少ないが、これは公募の基準に達しているのか。また、説明会には何社程度参加していたのか。(渡辺委員)
- 本件に関しては、市民の関心が低く、また、すでに県が同様の条例を定めていることから、多くの事業者が内容を把握済みであるため、コメントが少なくなったと考えられる。今後も、要望があれば、説明会を継続して開催していきたいと考えている。(事務局)

以上